

重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス)

鞆の浦・さくらホーム

あなたに対する介護サービスの提供開始に当たり、厚生労働省令第 37 号 173 条 8 項に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	有限会社 親和
事業者の所在地	福山市鞆町鞆 5 5 2 番地
法人種別	有限会社
代表者名	羽田富美江
電話番号	084-982-4110

2. 事業所の概要

施設の名称	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 鞆の浦・さくらホーム		
施設の所在地	福山市鞆町鞆 5 5 2 番地		
電話・FAX 番号	TEL 084-982-4110	FAX 084-982-4109	
管理者の氏名	今川 裕加		

3. 事業所の目的と方針

事業の目的	要介護者及び要支援 2 者であって認知症の状態にある者に対し、温かい心の通う適切な認知症対応型共同生活介護を提供する。
施設の運営方針	共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話及びリハビリテーションを行うことにより、利用者が有する生活能力を引き出すことにより、自立した日常生活を営めることが出来るよう努める。

4. 施設の概要

(1) 建物の概要

敷地面積	541.84 m ²
建物・構造	木造 2 階建
延べ床面積	330.11 m ²

(2) 主な設備 (1 共同生活住居)

居室	9 室
台所・食堂	1 ヶ所
居間	1 ヶ所
浴室・脱衣室	1 ヶ所
便所	3 ヶ所

5. 職員体制（1 共同生活住居）

従業員	管理者	常勤兼務 1 名
	計画作成担当者	非常勤兼務 1 名
	介護職員	常勤 4 名 非常勤 5 名

6. 勤務体制

従事職員	日中は、職員 1 人当たり入居者 3 人のお世話をします。 夜間は、職員 1 人当たり入居者 9 人のお世話をします。
------	--

7. 施設サービスの概要

（1）利用料

介護保険 1 割負担 要介護 5 は 1 日「859 円」 医療連携体制加算「1 日 39 円」、初期加算（入居日から 30 日以内）「1 日 30 円」 サービス提供体制加算 I 「1 日 22 円」 介護職員処遇改善加算（月額約 4,000 円）	
家賃（1 ヶ月）	50,000 円
食材料費（1 日）朝 300 円、昼 700 円、夕食 500 円	1,500 円
日常生活費（1 ヶ月）	20,000 円
水道光熱費（1 ヶ月）	10,000 円
おやつ・飲み物代（1 ヶ月）	5,000 円
個室クリーニング料（退居時）	実費

※日常生活費とは、洗濯、掃除、協力医療機関への受診付き添い、お出かけ等にかかる料金

（2）介護保険給付サービス

サービスの種類	サービスの内容
食事その他の家事介助	利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努めます。
排泄の介助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴の介助	一人ひとりの入浴習慣を踏まえた上で、ゆっくりと入浴することができるよう配慮します。
着替えの介助	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容行われるよう援助します。
機能訓練 （生活リハビリ）	入居者の状況に適合した援助を行い、生活機能・身体機能の維持・改善に努めます。利用者の趣味又は嗜好に応じた活動が行われるよう支援します。利用者がそれぞれ役割をもって日常生活を送ることが出来るよう配慮します。
健康管理	継続して健康チェックを行うと共に、定期的な体力測定を行い健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。

相談及び援助	入居者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
--------	---

(3) 介護保険給付外サービス

サービスの種類	サービスの内容	料金等
医療支援等	協力医療機関への通院付き添い等	日常生活費に含む
オムツの提供	利用者のご希望に応じて提供します。	実費徴収
行政手続の代行	役所での申請交付・申請手続き等を代行します。	日常生活費に含む
買物代行等	ご家族から依頼があれば行います。	日常生活費に含む
食事の提供	食事 治療食 特別食	規定どおり 実費徴収 実費徴収
居室清掃	年2回の大掃除・消毒	日常生活費に含む
イベント等	お花見会など季節の行事	実費徴収
文化活動	手芸・生け花等	実費徴収
理美容代	カット・パーマ	実費徴収
社会参加活動	外食・旅行等	実費徴収

8. 苦情等申立先

苦情相談窓口	1階事務室 管理責任者 今川裕加
苦情箱の設置	1階玄関に設置

9. 協力医療機関

医療機関名称	徳永医院	鞆藤井医院
院長名	徳永 學	宮坂 英
診療科目	内科・外科	内科・外科・整形外科・眼科
所在地	広島県福山市鞆町鞆 908-3	広島県福山市鞆町鞆 323
電話番号	(084) 983-5050	(084) 982-2431
	おおた歯科医院	小林歯科診療所
	太田吉宣	小林万里恵
	歯科・小児歯科	歯科
	福山市水呑町三新田 1-786	福山市水呑町 1862-3
	(084) 956-4556	(084) 956-3174

10. 非常災害対策

消防計画等	消防計画等の防災計画に基づき、年2回の避難・救護訓練を行う。
防災設備	火災報知器、火災通報装置、誘導灯、消火器、スプリンクラー

11. その他ご留意頂く事項

来訪・面会	来訪者が宿泊される場合、職員に申立て許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には行き先と概ねの帰宅時間を職員に申立ててください。
医療機関への	主治医以外の通院または入院付き添いは、ご家族にお願いしております。

受診	ただし、有償でスタッフが代理同行させて頂く事もできます。 (病院同行費用 2,000 円／1 時間)
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の使用方法に従ってご利用下さい。 これに反してご利用いただき、破損等が生じた場合、賠償していただく場合があります。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断ります。
迷惑行動	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
ハラスメント 行為	暴言・暴力等の職員に対する各種ハラスメント行為より、契約を解除させていただく場合があります。
宗教・政治活動	施設内での他の入居者及び職員に対する宗教活動及び政治活動は、ご遠慮願います。
長期に個室を 利用されない 場合	2 週間以上の長期入院・その他ご事情により個室を利用されない場合は、部屋代を頂く・解約をお願いするなどのご相談をさせていただきます。 なお、入院 4 週間の時点で、退院の予定が立たない時は解約をお願いするなどご相談をさせていただきます。
入居者の損害 補償	当グループホームは入居者さまの能力に応じた役割分担・社会参加を促すホームです。このため外出の機会を設けておりますし、段差などのバリアのある施設内で自由に過ごしていただきます。職員 万全の注意を払う所存ですが、入居者さまの転倒・転落事故などを 100%防ぐことはできません。 当事業所の責に帰すべき事由により生じた損害については賠償する責任を負います。 加入損害保険会社：あいおいニッセイ同和損保 代理店 有限会社 RMC モリ TEL0791-64-6716 FAX0791-64-6718

私は、本書面に基づいて事業所の管理者（ 今川裕加 ）から、上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利 用 者 住所

氏名 ㊞

利用者家族 住所

氏名 ㊞